

令和3年8月19日

教職員の皆様

常葉大学・常葉大学短期大学部  
学長 江藤 秀一

### 緊急事態宣言発令に対する本学の対応について

この数週間における静岡県内における新型コロナウイルス感染者の急増に対し、8月20日(金)から静岡県に**緊急事態宣言が発令**されることとなりました。こうした状況を踏まえ、本学におきましても8月21日(土)から9月12日(日)までの行動指針のレベルを現在の【3】から【4】に引き上げ、勤務等については以下のように対応します。このことにより、教職員の皆様には大変なご不便をおかけしますが、学生・教職員の健康と命を守ることはもとより、学内外への感染被害抑止を最優先するという本学の新型コロナウイルス感染症抑止のための基本方針に基づく措置でありますので、ご理解とご協力のほどをよろしくお願いいたします。

なお、この対応に変更が生じた際には、改めてご連絡いたします。

皆様方におかれましては、再度、「内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室 <夏の感染拡大防止特設サイト>」(<https://corona.go.jp/proposal/>)や「静岡県ホームページ:新型コロナウイルス感染防止対策特設サイト」(<http://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/covid-19.html>)などをご参照いただき、十分な感染対策をお願いいたします。

### 記

#### 1. 勤務について

本法人が発出する「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言発令期間中の教職員の勤務について」(8月20日付)文書のとおりとします。

大学・短大部の教員は自宅勤務(教育・研究)とし、大学構内への立ち入りは、教育・研究上、必要不可欠の場合を除いて原則禁止します。やむを得ずキャンパス内で勤務する必要がある場合には、事前にメールにて、入構日時、理由、使用場所を明記し、各キャンパスの副学長(静岡・瀬名キャンパスは安藤雅之副学長、水落キャンパスは小田切真副学長、浜松キャンパスは磯貝香副学長、短大部は小田寛人副学長)に届け出て入構してください。

なお、今回の緊急事態宣言下での入構につきましては、副学長の許可は不要とします。

#### 2. 窓口業務について

8月21日(土)から9月12日(日)までの間、各事務室・センター・図書館の窓口業務を休止し、電話あるいはメールでの対応とします。各部署では感染防止対策のために人員体制を

一部縮小しておりますので、お問い合わせに対して通常より時間のかかる場合があります。

### 3. 後期ガイダンス及び授業について

後期ガイダンスについては、オンラインで行います。また、授業につきましては、緊急事態宣言が継続中はオンライン授業とします。詳細は8月6日付「令和3年度後期の授業について」をご参照ください。

なお、後期授業の実施方法の最終的な判断については、当初8月31日(火)としていましたが、緊急事態宣言中の感染状況などを見定めながら1週前の9月6日(月)までに行う予定です。決まり次第、教務部からお知らせします。

### 4. 学内の立ち入り及び施設利用について

本学ホームページの「緊急事態宣言期間中の学内立ち入り及び施設利用について」(8月19日付)をご参照ください。

問い合わせ先

学長室 河上泰英

電話：054-297-6120

メール：gakucho@sz.tokoha-u.ac.jp